

生活保護法による介護扶助について

1 はじめに

平素より生活保護行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

指定介護機関の皆さまに制度の趣旨や介護扶助に関する事務取扱等に対する理解を深めていただき、生活保護法による介護の給付の更なる適正実施を図るため、制度の概要をまとめました。

なお、この文書は、生活保護法による「介護扶助運営要領」第8指導及び検査に基づく「一般指導」として配付しますので、ご不明な点は問い合わせ先へご確認をお願いいたします。

2 介護扶助とは

介護扶助とは、生活保護法の指定介護機関が、介護または支援が必要な生活保護受給者に対して行った介護サービスや用具の貸与など直接の行為や物の提供の給付で、原則として、介護保険で受けられるサービスと同等のものです。

介護扶助の申請日以降のサービス等が対象となります。

3 介護扶助と介護保険の適用関係について

要件	要介護又は要支援の状態にある生活保護受給者		
	40歳以上65歳未満		65歳以上
	医療保険未加入者で 特定疾病該当者	医療保険加入者で 特定疾病該当者	
介護保険の 適用	介護保険被保険者とならない	介護保険被保険者となる	
		第2号被保険者	第1号被保険者
要介護認定	生活保護法による要介護認定	介護保険法による要介護認定	
ケアプラン	生活保護法の指定介護機関に 作成を委託	介護保険法に基づき作成	
		支給限度額以内のケアプランに限る	
給付割合	生活保護法の指定介護機関からの介護サービスに限る		
	介護扶助10割	介護保険9割・介護扶助1割	
障害者施策 関係	障害者手帳等を持っている場合は、障害者施策が介護扶助に優先。	介護保険・介護扶助優先。ただし、一部サービス（訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防通所リハビリ）では自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先。	

4 生活保護法指定介護機関の義務について

- （1） 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。
- （2） 指定介護機関は、被保護者の介護について、県知事（豊橋市は市長）の行う指導に従わなければなりません。
- （3） 指定介護機関が、上記（1）、（2）等に違反したときは、生活保護法の指定を取り消すことがあります。

- (4) 県知事（豊橋市は市長）は、介護サービス内容及び介護報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定介護機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は県職員（豊橋市は市職員）が実地にその設備若しくは介護記録その他の帳簿書類を検査することができます。

5 その他

平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。（これを「みなし指定介護機関」という）

生活保護法の改正により、令和 2 年 10 月 1 日以降、みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止します。ただし、平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法による指定を受けた指定介護機関については、従前のとおり、生活保護法において指定の効力の停止を行うための届出が必要となります。

問い合わせ先：**豊橋市内の事業所の場合**

豊橋市福祉部生活福祉課 電話：0532-51-2350

豊橋市以外の事業所の場合

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 生活保護グループ 電話：052-954-6263